

名張市ばりばり 食育推進計画

名張市

目 次

第1章 食育推進計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置づけ	3
第2章 名張市の食に関する状況	4
1. 名張市の特色	4
2. 社会・健康の状況	4
3. 生産・安全の状況	4
4. 食文化の状況	4
第3章 名張市の食育を推進する施策	5
○施策の構成図	5
1. 家庭における食育の推進	6
2. 学校、幼稚園及び保育所における食育の推進	8
3. 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進	10
4. 生産者と消費者との交流	12
5. 地産地消の促進	14
6. 食文化の継承	15
第4章 計画推進のために	16
1. 多様な関係者の連携・協力の強化	16
2. 積極的な情報提供と意見等の把握	16
3. 推進体制と計画の管理	16
《 資料 》	
用語解説	17
名張市ばりばり食育条例	20
名張市食育推進計画策定庁内連絡会議	24
名張市食育推進会議 構成委員	25

第1章 食育推進計画の概要

1. 計画の趣旨

(1) 食を取り巻く現状と課題

食は、命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものです。生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには何よりも食が重要です。食は、生きる上での基本であって、食育は、知育、徳育及び体育の基礎となります。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観が著しく変化する中、食生活やこれを取り巻く環境も変わってきています。栄養の偏り、不規則な食事等に起因する生活習慣病等の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、食の安全性への不安、食の海外依存、伝統的な食文化の衰退など様々な問題が生じています。

こうした食をめぐる環境の変化の中、私たち一人ひとりが、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深めるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進していくことが極めて重要な課題です。

特に子どもへの食育は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

(2) 食育をめぐる動き

こうした状況の中、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(食育基本法第1条)ことを目的として、平成17年に食育基本法が施行され、平成18年には、同法に基づく食育推進基本計画が策定され、国民運動として食育が推進されてきました。

その結果、食育に関わるボランティアやメタボリックシンドロームを認知している国民の割合の増加や家庭、学校、保育所等における食育は、進展してきました。しかし、生活習慣の乱れからくる糖尿病など生活習慣病有病者の増加や、子どもの朝食の欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとる状況が依然として見受けられること、高齢者の栄養不足等食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増しています。国においても平成23年には、第2次食育推進基本計画が策定され、「周知から実践へ」をコンセプトに更なる食育推進が行われています。

本市では、食育についての基本理念を明らかにし、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年9月に名張市ばりばり食育条例が制定されました。その条例に基づき、ここに名張市ばりばり食育推進計画を策定します。

食とは

安心安全な食生活並びに食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄及び衛生に至る広範囲な事象をいう。

食育とは

様々な経験を通じて食に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、名張のめぐみを通して心身の健康を保持増進し、豊かな人間性を育むことをいう。

基本理念

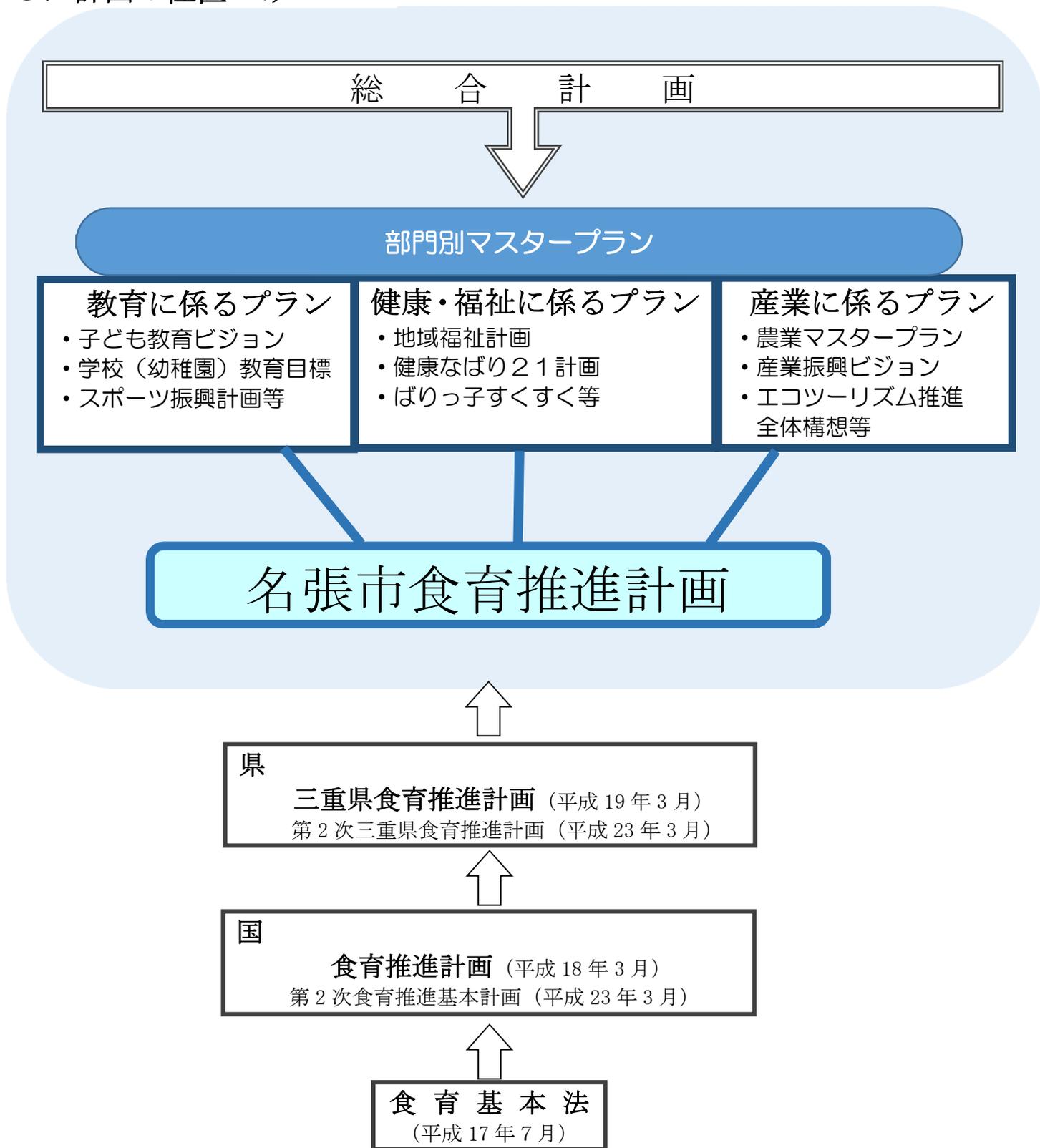
- (1) 食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝及び理解を深めること。
- (2) 家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識の下、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会と場所を利用して相互理解を深めること。
- (3) 子どもたちに対し、心身の成長及び健康並びに人格形成に大きな影響を及ぼすことから、食育の推進に積極的に取り組むこと。
- (4) 伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消に取り組み、本市の産業振興、観光交流の促進及び農山村の活性化に資すること。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めること。

「名張市ばりばり食育条例」からの抜粋)

2. 計画の期間

平成27（2015）年度～平成31（2019）年度の5年間とする。

3. 計画の位置づけ



名張市には、『総合計画』に基づいて様々な部門別の計画が定められています。本計画は、従来の部門計画ではなく教育、健康・福祉、産業が連携しあって策定する計画であり、併せて国、県の食育推進計画との整合性を図っています。

第2章 名張市の食に関する状況

1. 名張市の特色

名張市は、伊賀盆地の中にあり、名水100選にも選ばれた赤目四十八滝があるなど豊かな水と山々、万葉の時代から続く農山村地帯が広がり、豊かな自然環境の下で生産される食料を基本に生活を営み、伊賀米、伊賀牛、伊賀酒、ぶどうなどの特産品の食文化を発展させながら、郷土の食文化を引き継いできました。

2. 社会・健康の状況

食を取り巻く環境は変化し、食の外部化や食の多様化が進展するとともに、日々の忙しい生活を送る中で食の大切さに対する意識が希薄になっています。加えて、食に関する情報が氾濫し、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。また、日常生活において食料が豊富に存在することを当たり前のように受け止め、食べ残しや食品の廃棄を発生させ、「もったいない」という物を大切にす精神が薄れがちになっています。子どもの育ちについても生活時間、生活様式の多様化等により、家族が楽しく食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る機会の減少や正しい姿勢、お箸の使い方等食のマナーが継承されにくい状況があります。

健康に関する食の状況は、脂質、塩分の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもを含めて見受けられ、これらに起因する肥満や糖尿病等生活習慣病の増加が深刻な状態です。また、若い女性のやせ志向の問題や高齢者の欠食、低栄養の問題も指摘されています。

3. 生産・安全の状況

多くの市民にとって、食が日々の買い物や食事の対象にすぎず、いわば最終消費段階でしか接点がありません。食という行為は動植物の命を受け継ぐことであることや、農産物は、生産者が豊かな土壌をはぐくみ、種や苗を植え付け、多くの作業を経て収穫されるものであるなど食生活が多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっています。また、販売形態の変化等により食品購入の現場において消費者への情報提供が行われにくくなってきたこと等によっても、食に関する理解を一層低いものにしてしています。

生産現場においては、気象条件、自然条件に合わせて生産を営む知恵や活動等が生産者の高齢化等により継承していくことが困難な状況も見受けられます。

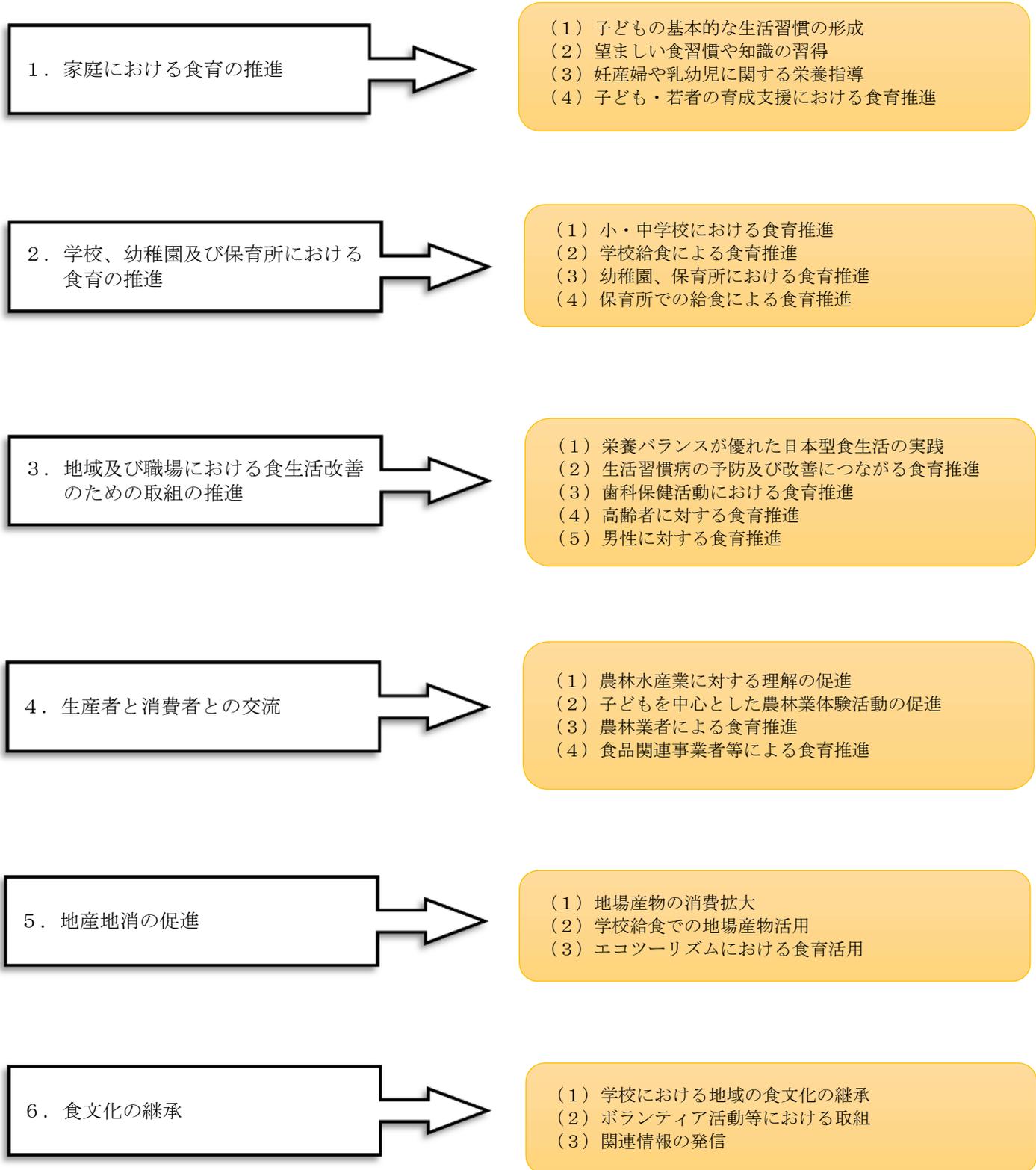
食品の安全性に関しては、国内外で偽装表示、農薬等の残留などの事案が発生し、住民の関心が高まっています。また、我が国の食料自給率は世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存していますが、世界的な人口の増加、水資源の枯渇や農地の砂漠化、地球環境問題による気候変動の懸念等安定的な食料供給への不安要因は拡大しています。

4. 食文化の状況

生活水準が向上していく中で、人々は多様な食生活を楽しむことが可能となりましたが、その一方で、古くからはぐくまれてきた多彩な食文化が失われつつあり、地域の気候風土等と結びついた、米を主食とし、多様な副食からなる「日本型食生活」等健全で豊かな伝統ある優れた食文化の継承に不安があります。

第3章 名張市の食育を推進する施策

○ 施策の構成図



1. 家庭における食育の推進

子どものうちに健全な食生活を確立することは、成長段階にある子どもが、必要な栄養を摂取し、健やかな体を作り、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となります。また、食に関する知識と理解を深め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要です。このため、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取組を確実に推進していくことが重要です。特に、家族が楽しく食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、子どもへの食育を推進していく大切な時間と場であると考えられます。そのことから、家族との食事を可能な限り推進し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるように配慮します。一方、生活の多様化等により家庭における食育は、一律には推進できるものではないので、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画等の推進を踏まえ学校、幼稚園、保育所、地域と連携して家庭における食育の推進を図ります。

(1) 子どもの基本的な生活習慣の形成

- ・ 朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣の形成は、健全で充実した生活を実現する上で重要であるため、「早寝早起き朝ごはん」の運動等を学校や地域等の協力を得ながら推進します。

(2) 望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を通し、食についての知識や望ましい食習慣を学べるよう親子料理教室や子ども料理教室などの機会を提供します。

(3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、母子健康手帳発行教室の際、「妊産婦のための食生活指針」等により妊産婦に対する栄養指導等の充実を図ります。
- ・ 乳幼児期は心身機能や食行動の発達が著しい時期であることから、離乳食の進め方等について、離乳食教室等で個々の状況に応じた具体的な指導を行います。
- ・ 楽しく食べることや基本的な食習慣、食事のマナー、子どもの発達段階に応じた栄養等について、乳幼児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査等での指導の充実を図ります。

(4) 子ども・若者の育成支援における食育推進

- ・ 子ども・若者の育成支援に関する様々な行事、情報提供活動等を通して、食育を推進します。
- ・ 家族が楽しく食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることを進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携して食育の推進を図ります。

目標値

○朝食を毎日食べている児童生徒の割合（小6・中3対象）

小6

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
85.3%	97%

中3

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
85.3%	97%

○親子料理教室実施の回数

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
4回	15回

目標値について

○朝食を毎日食べている児童生徒の割合（小6・中3対象）

子どもの望ましい食習慣を図る指標として、朝食を毎日食べる小学生（6年生）及び中学生（3年生）の割合の増加を目標とします。この数値は、全国学力学習状況調査によるものです。

○親子料理教室実施の回数

食についての知識や望ましい食習慣を学ぶ機会の指標として、公民館での親子料理教室実施の増加を目標とします。この数値は、公民館での取組状況調査によるもので、他の多様な主体による親子料理教室は含んでいません。15地域全ての公民館等での実施を目指します。

2. 学校、幼稚園及び保育所における食育の推進

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、学校、幼稚園及び保育所は、子どもの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。学校、幼稚園及び保育所の関係者はあらゆる機会を通じて積極的に食育の推進を図り、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくむ基礎となる食育の推進に努めます。また、学校、幼稚園及び保育所での食育は、家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できるため、子どもが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携しつつ取り組みます。

(1) 小・中学校における食育推進

- ・ 食育担当者を位置づけるとともに、学習指導要領に基づき、各学校で作成された食育全体計画・年間指導計画により食育を推進します。
- ・ 給食や昼食の時間、家庭科・特別活動はもとより、各教科や総合的な学習の時間等を活用し、自然の恩恵、勤労への感謝や食文化などについて体験活動を取り入れながら食育を推進します。
- ・ 肥満とやせが心身の健康に及ぼす影響など健康状態の改善に必要な知識を普及するとともに、食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別相談体制を充実させます。
- ・ 効果的な食育推進を図るため、学校、家庭、地域、関係団体等が連携し、協力した取組を推進します。

(2) 学校給食による食育推進

- ・ 適切な栄養摂取により、児童の健康保持・増進が図られ、あわせて食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことができる給食の提供に努めます。
- ・ 献立は、家庭における日常の食事の指標となるように配慮し、児童と保護者をはじめ広く発信します。
- ・ 食物アレルギー疾患を持つ児童に対しては、児童の実態を把握したうえで、除去食対応等安全な学校給食を提供します。
- ・ 地場産物を最大限、積極的に学校給食の食材に使うことで、名張の自然、文化、産業等に対する児童の理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人たちや食への感謝の気持ちをはぐくみます。
- ・ 名張産食材を活用した「バリっ子給食」を推進します。

(3) 幼稚園、保育所における食育推進

- ・ 幼稚園教育要領または、保育所保育指針に基づき、各幼稚園、保育所で作成された食育計画に基づき食育を推進します。
- ・ 自ら進んで食べようとする気持ちを育てるために、食べ物への興味や関心を高める活動を取り入れます。
- ・ 自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理してくれた人への感謝の気持ち、命を大切にすることをはぐくむよう指導し、食と命の関わりなどを実感したり、体験したりできる環境を整えます。

- ・ 友だちと楽しく食べられるよう、和やかな雰囲気づくりに心がけます。
- ・ 在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供に努めるほか、地域と連携しつつ積極的に食育を推進します。

(4) 保育所での給食による食育推進

- ・ 子どもの発育及び発達の過程に応じた食事の提供、食育の実施が行えるよう家庭や地域の協力を得ながら推進します。
- ・ 米飯を主食とした献立の中で、旬の食材の活用やできるだけ多くの種類の献立を味わえるようにするとともに、できる限り手作りを心がけます。
- ・ 保護者との連携を密にし、離乳食やアレルギー対応食など子どもの状況に応じた給食の提供に努め、給食試食会や献立表を通じて保護者への食に関する情報提供を行います。

目標値

○学校給食における名張産食材を使用する割合

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
21.7%	40%

目標値について

○学校給食における名張産食材を使用する割合

地場産物を最大限、積極的に学校給食の食材に使うことの指標として、名張産食材を使用する割合の増加を目標とします。この数値は、みえ地物一番給食の日調べに準じて行っている調査によるものです。

3. 地域及び職場における食生活改善のための取組の推進

子どもから成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた一貫性・継続性のある食育を推進することで、市民の心身の健康を確保し、生涯にわたる生き生きとした暮らしを実現します。特に、最大の死亡原因となっている生活習慣病の予防や糖尿病等の重症化予防のためには、自分の食生活を自分で管理できる食に関する正確な知識や判断力を備え、健全な食生活を実現する必要性が従来以上に高まっています。また、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要です。食育について、地域及び職域、生産者、事業者等関係者とのネットワーク化を推進し、食育実践の輪を広げます。

(1) 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

- ・ 気候風土に適した米を主食に 農産物、畜産物、水産物等多様な主菜、副菜から構成され、栄養バランスが優れた日本型食生活の実践を促進します。

(2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進

- ・ 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした健康なばり21計画等を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。
- ・ 生活習慣病の重症化予防、特に高血圧症、慢性腎臓病について、適切な食事の実践ができるよう、食生活の指導を強化します。
- ・ 地域で活動する名張市食生活改善推進員の養成と活動の活性化を支援します。

(3) 歯科保健活動における食育推進

- ・ 生涯にわたって、しっかり、美味しく味わって食べるためには、歯と口腔の健全な状態が極めて重要であるため、歯科保健活動から食育を推進します。
- ・ 歯と口腔の健康づくりの推進を目的とした歯と口腔の健康づくり計画と連動して食育を推進します。
- ・ 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」を推進します。
- ・ よく噛んで味わう食べ方をすることで、食と栄養摂取と健康のあるべき形を推進します。
- ・ 小児期から高齢期まで各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた誤嚥、窒息の予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進します。

(4) 高齢者に対する食育推進

- ・ 高齢になると健康上の問題で日常生活に影響が出て、買い物や調理、食事を摂ることが困難な状況になることがあります。また、単身であることや経済的にゆとりがないという理由から欠食や低栄養になったり、流通や交通網の弱体化で食料品等の買い物が困難な状況になることがあります。その為、身体機能や生活機能を維持できるよう食育を推進するとともに状況に応じた支援、環境整備等を促進します。

- ・ 加齢により、咀嚼嚥下機能そしやくえんげが低下し、誤嚥ごえんや窒息を起こしやすくなります。口腔機能の向上を図る取組とともに、予防に考慮した「食べ方」を推進することによって、窒息事故を防止し、安全で活力を維持する高齢期の食育を推進します。

(5) 男性に対する食育推進

- ・ 男性は、女性に比べ栄養バランスの意識や食育への関心が低い傾向があるため、男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するために食育を推進します。
- ・ 多様な生活様式の中で、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画等の推進を踏まえ、たとえば、父親として食育に積極的に関わられるような情報提供を行うなど、男性の特色を生かした食育を推進します。

目標値

○児童生徒の肥満傾向児の割合

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
7.3%	5.0%

○40歳以上の肥満者の割合

現状値（平成25年度の値）	目標値（平成31年度の値）
24.2%	20.0%

○男性の料理教室実施の回数

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
5回	10回

目標値について

○児童生徒の肥満傾向児の割合

生活習慣病の予防につながる食育推進を図る指標として、学校健康状態調査による小学校1年から6年及び中学校1年から3年の肥満度20%以上の者の占める割合の減少を目標とします。

○40歳以上の肥満者の割合

生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進を図る指標として、国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診者のBMI25以上の者の占める割合の減少を目標とします。

○男性の料理教室実施の回数

男性に対する食育推進を図る指標として、公民館での男性の料理教室実施の増加を目標とします。公民館が実施主体となる男性の料理教室だけでなく、多様な主体が実施するようになることを目指します。

4. 生産者と消費者との交流

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど食生活の利便性が増し、消費者にとって、食をはぐくむ生産現場との距離がある中、安心して健全な食生活を実践できるようにするためには、まず、食品を提供する立場にある人たちが、その安全性の確保に万全を期すことが必要です。さらに、食に対する感謝の気持ちを育て深めるためには、食をはぐくむ農林水産物の生産や加工、食品の製造及び流通の現場の人たちとふれあい、学び、体験することが重要です。また、食料の生産は、自然の恩恵の上に成り立っており、自然との共生が求められています。このため、生産者と消費者の交流を図るとともに環境と調和の取れた農林水産業の活性化を図る必要があります。

(1) 農林水産業に対する理解の促進

- ・ 農地や農業施設、山林など農山村の持つ地域資源などを活用し、市街地住民と農山村住民の交流を図ります。
- ・ インターネットや広報誌などを活用し、各地域の産品やその栄養素、生産活動などを広く市民に紹介します。
- ・ 生産者や生産者団体に対し、地元産物の展示、即売の実施を促すとともに、各種イベントについて広く市民に周知します。
- ・ 農業者だけでなく地域住民などの多様な主体が参画し、地域ぐるみで行う農地や農業用施設、地域保全に向けた取組を支援します。

(2) 子どもを中心とした農林業体験活動の促進

- ・ 学校等と連携し、生産現場の見学や、体験ができる機会を設けます。
- ・ 地域の農地や山林など農山村の持つ地域資源を活用し、学校等と地域との協働活動、交流を推進するとともに、学校等での農林業体験学習の充実に取り組みます。
- ・ 農林業体験希望者と、受け入れる生産者との結びつきを支援するための情報交換や交流の機会を設けます。

(3) 農林業者による食育推進

- ・ 食材をはぐくむ農地等の自然を守り、農林業地域の環境保全への取組を支援するとともに、その取組内容を広く市民に紹介します。
- ・ 食材の調理方法、保存方法など生産者の経験から得た知恵、「旬」の食材に関する生産者の知識を消費者に発信します。
- ・ 地元農産物を使った料理教室などの開催を支援します。
- ・ 農地や農業施設、山林など農山村の持つ地域資源を活用したイベントや、生産現場と消費者との交流イベントなどの開催を支援します。

(4) 食品関連事業者等による食育推進

- ・ 食品関連事業者等は、食育に関心を持っていない人々も含めた消費者との接点を多く有していることから、様々な体験活動の機会の提供、より一層健康に配慮した商品やメニューの提供、食に関する分かりやすい情報や知識の提供といった食育の推進のための活動について積極的に取り組むよう努めます。

- ・ 工場見学の実施や情報提供等による食育を推進します。
- ・ 消費者への情報提供に当たっては、消費者の適切な食の選択に資するよう、科学的知見に基づき、分かりやすく客観的な情報の提供に努めます。
- ・ 安心安全で健康に配慮した商品やメニューを提供し、栄養や生活等に関する情報提供がなされるよう努めます。
- ・ 食品の安全性に関して消費者の知識と理解を深めるため関係機関と連携して食育の推進を図ります。

目標値

○農業体験教室やイベント実施の回数

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
5回	10回

目標値について

○農業体験教室やイベント実施の回数

農業体験活動の促進を図る指標として、農業研修センター等での農業体験教室実施の増加を目標とします。農業研修センターのみでなく、多様な主体が農業体験教室やイベントを実施するようになることを目指します。

5. 地産地消の促進

地産地消は、地域で生産される農林水産物への理解を深め、地域の活性化や環境の保全、安心で安全な食生活への意識向上等につなげることを目指して展開しており、食育と表裏一体の関係があります。双方の取組の相乗効果を期待するためにも一体的に行うことが重要であり、地元食材の積極的な利用を促進し、食に対する関心を高めます。

(1) 地場産物の消費拡大

- ・ 直売所などに出荷する農家の育成に努め、需要に見合った新鮮な農産物を提供します。
- ・ 地元産の農産物の生産活動や販売情報などについて、直売所マップや広報誌、インターネットなどを活用し、広く市民に紹介します。
- ・ 地元食材を使った調理メニューの提供や料理教室の開催などにより、家庭における地元食材の拡大につなげます。
- ・ 生産現場で消費者が直接収穫を体験できる機会を提供し、農林業への理解や親しみを深めるとともに、地元食材の良さを見直す機会を作ります。

(2) 学校給食での地場産物活用

- ・ 学校給食において、地元食材を積極的に活用し、地域で生産された食材を食する機会を提供します。

(3) エコツーリズムにおける食育活用

- ・ ぶどうや地酒等を活用した「名張ブランド」の“目に見える化”を図り、これらを活かした魅力的な情報発信に取り組みます。
- ・ 地産地消を推進する施設を対象に「郷土料理の宿」、「郷土料理の店」、「産直物産の店」などとして各施設の個性を活用した観光客への周知を図るとともに、ご当地ならではの新鮮で魅力ある食環境の形成に努めます。
- ・ 農林水産物直販所への立ち寄りや、地元食材による食事の提供など、農林水産物の販売促進につながるエコツアーを企画します。

目標値

○市内産の農作物を積極的に購入している市民の割合

現状値（平成25年度の値）	目標値（平成31年度の値）
62.8%	70%

目標値について

○市内産の農作物を積極的に購入している市民の割合

地場産物の消費拡大を図る指標として、市民意識調査による市内産の農作物を積極的に購入している市民の割合の増加を目標とし、より多くの市民が地場産物を利用することを目指します。

6. 食文化の継承

初瀬街道の宿場町として栄えた本市は、交流の拠点であり、蛭子神社の祭礼八日戎では、海の幸と山の幸の物々交換がなごりのはまぐり市が立ち並びます。市内各地にある神社の祭礼には、特色ある神饌がお供えされているなど、食文化は、伝統行事や神事とも大きな関わりをもって引き継がれてきましたが、高齢化や都市住民との混在化等により、これまで培ってきた食文化の維持、継承が困難になってきているところもあります。

ユネスコの世界文化遺産に登録された「和食」は、五大栄養素をバランスよく摂取できる優れた食文化であり、懐石料理にみられる美しい器や盛り付け、箸を使う和食マナーなどの日本の食文化を次世代に継承していく必要があります。

(1) 学校における地域の食文化の継承

- ・ 学校給食において行事食や伝統料理を取り入れ、子どもたちに食文化の多様性や豊かさを伝え、行事食の普及、継承に取り組むとともに食文化としての和食を伝えます。
- ・ 農業や料理などの体験を通して、地域の食文化を伝えていきます。
- ・ 正しい箸の使い方など箸を使う文化を伝えます。

(2) ボランティア活動等における取組

- ・ 名張市食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動に、郷土食や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を促進します。

(3) 関連情報の発信

- ・ 名張市の銘品を、市内外のイベントやフェアを通じて発信していきます。
- ・ 市民に、食育や食文化に関わる学習機会の提供を通して、食育の重要性や食文化の継承に向けた機運の醸成を図ります。
- ・ レストランや食堂などでの郷土料理の提供や、食品関連事業者などによる郷土料理のレシピ紹介など、地元食文化の継承に関する取組を支援します。

目標値

○食文化継承のイベント実施の回数

現状値（平成26年度の値）	目標値（平成31年度の値）
1回	5回

目標値について

○食文化継承のイベント実施の回数

食文化の継承に向けた機運の醸成を図る指標として、現在、錦生公民館で実施されている「家庭料理大集合」のような取組みの回数が増加することを目標とし、食文化の継承に向けた機運の醸成を目指します。

第4章 計画推進のために

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

食育の推進においては、幅広い分野にわたる取組が求められ、その主体も、名張市はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林水産業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室その他の食に関わる活動等の関係者、民間団体やボランティア等多様です。このため、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力をいかしつつ、互いが密接に連携・協力して、緊密なネットワークを築いていくことは、食育に関する施策の実効性を高めていく上から極めて重要であり、その強化に努めるとともに 食育を推進する中核となる人材育成を行います。

2. 積極的な情報提供と意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、市民一人ひとりによる理解と実践を促進することが何よりも重要です。このため、一人ひとりの国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、世代区分等に応じた具体的な取組を提示した「食育ガイド」による積極的な情報提供に努めます。また、食育に対する市民の関心や意識を高めていくために、多様な手段を通じた情報提供を行うよう努めるとともに、市民の意見や考え方を積極的に把握し、これらをできる限り施策に反映させていくよう努めます。

3. 推進体制と計画の管理

この計画や食育の推進に関する施策を積極的に実施するため、名張市食育推進会議を設置し、計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況を確認し、効果等の評価を行います。また、状況の変化により必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。

用語解説

1. メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態。食べ過ぎや、運動不足など、悪い生活習慣の積み重ねが原因のため、生活習慣の改善によって、予防、改善ができる。

2. 地域福祉計画

高齢者、児童、障害者健康づくりなど、個別計画の基本となる計画。福祉の諸施策のあり方について、共通の理念と地域福祉を推進するための横断的な施策を示すことにより、福祉の総合的推進を図る。

3. ばりっ子すくすく計画

子ども条例に基づく子どもの健全育成に関する基本計画として、名張市全体で子どもたちを支える取組について具体的にまとめたもの。

4. 健康なばり21計画

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づき、名張市総合計画や地域福祉計画に即して「一次予防・健康づくり」や、「介護予防」に重点をおき、すべての市民が健やかに心豊かな生活が送れるように、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組めるようなしくみや環境づくりを効果的に推進するために策定された計画。

5. 農業マスタープラン

農業の振興に関してのみではなく、「美しい村づくり」という視点からも検討を行っている農業基本計画。

6. エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

7. 子ども教育ビジョン

名張市における子どもや学校の現状及び課題を把握する中で、目指す教育、目指す子ども像はどのようなものかを表し、取り組むため作成した名張市教育振興基本計画。

8. ワークライフバランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指す。

9. 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指す。

10. 早寝早起き朝ごはん

子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切。最近の子どもたちは、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という、成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れている。生活リズム、生活習慣全般を見直していくための文部科学省が推進している国民運動。

11. 母子健康手帳発行教室

医療機関で発行される妊娠届出書を持った名張市に住民票がある妊婦を対象に、母子健康手帳を発行。母と子の健康管理と育児支援のはじまりとなる。

12. 乳幼児健康相談

保健師による身長・体重の測定、発育・発達の確認と育児相談を実施。歯科衛生士による歯科相談、栄養士による離乳食や栄養相談も実施。

13. 除去食

アレルギーの原因食品、例えば牛乳、卵等を除いた食事。

14. ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

15. 健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことをいうが、その指標としては、「日常生活に制限のない期間の平均」とともに、「自分が健康であると自覚している期間の平均」と「日常生活動作が自立している期間の平均」が関係する。

16. 名張市食生活改善推進員

名張市が実施する養成講座「栄養教室」を受講し、地域での料理講習会などを通して健康な食生活習慣を広めるボランティア。自分や家族の健康管理はもとより、地域住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手として活躍が期待されている。

17. 8020運動

8020運動とは、満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動のこと。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。20本以上の歯を持つ高齢者はそれ未満の人に比べ、活動的で、寝たきりとなることも少ないなど多くの報告がされている。

18. 初瀬街道

奈良県北西部の桜井市と三重県中部の松阪市を結ぶ街道。伊勢街道の一つ。桜井市東部の初瀬から三重県の名張市、伊賀市南部の阿保（あお）を経て青山峠を越え、津市中部の大仰（おおのき）を通り、松阪市に達する。

19. 神饌（しんせん）

日本の神社や神棚に供える供物。

20. ユネスコ

諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関。

21. 五大栄養素

炭水化物・脂質・たんぱく質・ビタミン・ミネラルの5つに分類される。

《資料》

名張市ばりばり食育条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 基本的施策等（第13条—第18条）

第3章 推進体制等（第19条—第22条）

附則

名張市は、自然に恵まれた地域であり、万葉の時代から続く農山村地帯が広がり、豊かな自然環境の下で生産される食料を基本に生活を営み、伊賀米、伊賀牛、伊賀酒、ぶどうなどの特産品の食文化も発展させながら、郷土の食文化を引き継いできました。

食は、命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものです。生涯にわたって健康で心豊かな暮らしを実現するためには何よりも食が重要です。食は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となります。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観が著しく変化する中、食生活やこれを取り巻く環境も変わってきています。栄養の偏り、不規則な食事等に起因する生活習慣病等の増加、過度の^そ瘦身志向などの問題に加え、食の安全、食の海外依存、伝統的な食文化の衰退など様々な問題が生じています。

こうした食をめぐる環境の変化の中、私たち一人ひとりが、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深めるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うために食育を推進していくことが極めて重要な課題です。

特に子どもへの食育は、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

ここに本市は、食育についての基本理念を明らかにし、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名張市（以下「市」という。）の食育推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが食を正しく学び、地域の特性を生かした食育を実践し、健康で文化的な市民生活と活力ある市の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 名張のめぐみ 名張の豊かな自然環境の中で生まれ、受け継がれてきた食材、環境及び人材をいう。
- (2) 食 安心安全な食生活並びに食材の生産、製造、加工、流通、調理、廃棄及び衛生に至る広範囲な事象をいう。
- (3) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、名張のめぐみを通して心身の健康を保持増進し豊かな人間性を

育むことをいう。

- (4) 地産地消 地域で生産された農林水産物及び加工品を、地域で消費することをいう。
- (5) 市民 住民登録にかかわらず、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人をいう。
- (6) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (7) 福祉関係者 保育、介護その他の社会福祉（以下「福祉等」という。）に関する職務に従事する者及び福祉等に関する団体をいう。
- (8) 医療関係者 医療に関する職務に従事する者及び医療に関する団体をいう。
- (9) 農林水産業者 農業（畜産業を含む。）、林業及び水産業（以下「農林水産業」という。）を営む者並びに農林水産業に関する団体をいう。
- (10) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

（基本理念）

第3条 市及び市民並びに教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者、食品関連事業者その他食育に関わるものは、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）及び次に掲げる基本理念に基づき食育を推進する。

- (1) 食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝及び理解を深めること。
- (2) 家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識の下、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会と場所を利用して相互理解を深めること。
- (3) 子どもたちに対し、心身の成長及び健康並びに人格形成に大きな影響を及ぼすことから、食育の推進に積極的に取り組むこと。
- (4) 伝統的な食文化及び地域特性を生かした食生活に配慮し、食料の生産者と消費者の交流を図りながら、地産地消に取り組み、本市の産業振興、観光交流の促進及び農山村の活性化に資すること。
- (5) 食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることから、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、食育の推進に当たっては地域の特性を生かした施策の普及啓発に取り組み、市民等の理解を得るよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会と場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して教育の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

（福祉関係者の役割）

第7条 福祉関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して福祉等の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

（医療関係者の役割）

第8条 医療関係者は、基本理念にのっとり、食に関するあらゆる機会と場所を利用して医療の分野において積極的に食育の推進に努めるものとする。

（農林水産業者の役割）

第9条 農林水産業者は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の提供の重要性を認識し、農林水産業に関する様々な体験機会の提供等その他の活動を通じて消費者との交流を

図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供等食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるものとする。

(国県等との連携)

第11条 市は、国、県等と連携して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(家庭における食育の推進)

第13条 市は、家庭における食育を推進するため、情報等の提供により、市民の健全な食習慣の確立がなされるよう努めるものとする。

(学校、幼稚園及び保育所における食育の推進)

第14条 市は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）における効果的な食育の推進を図るため、食に関する指導内容及び指導体制を充実するよう努めるものとする。

2 市は、子どもたちの心身の成長や健康の保持増進を図るため、食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第15条 市は、地域及び職場において食生活の改善を促進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、食育の専門的知識を有する者の養成及び活用並びに医療関係者等による食育の普及、啓発活動の推進等がなされるよう努めるものとする。

2 市は、食に関する活動を行う民間の団体の力並びに高齢者の知識及び経験を積極的に生かし、食育の推進が図られるよう努めるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第16条 市は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の相互理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

2 市は、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに、地域の活性化並びに環境と調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう努めるものとする。

(地産地消の促進)

第17条 市は、あらゆる機会と場所を利用して地域で生産された安心かつ安全な農産物の利用の促進が図られるよう努めるものとする。

(食文化の継承)

第18条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進及び発信し、これらの食文化が引き継がれるとともに観光交流の一助となるよう努めるものとする。

第3章 推進体制等

(食育推進計画)

第19条 市は、基本法第18条第1項の規定により、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、名張市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 市民等が行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
(食育推進会議)

第20条 市長は、基本法第33条第1項の規定により、食育の推進に関する施策を積極的に実施するため、名張市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に係る施策の推進に関すること。

3 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の者
- (3) 教育関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(報告等)

第21条 市長は、推進計画を作成し、又は変更したときは、その要旨を議会に報告しなければならない。

2 市長は、毎年、食育の推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

名張市食育推進会議 構成委員

	所 属	氏 名
1	伊賀歯科医師会	綿重 宗一
2	三重県地域活動栄養士連絡協議会	森本 恵利子
3	名張市食生活改善推進協議会	松村 桂子
4	名張市小中学校長会	梅本 俊成
5	なばり発！食のまち宣言推進協議会	隈本 芳文
6	名張市地域づくり代表者会議	富山 修
7	名張市PTA連合会	安藤 美穂
8	名張市老人クラブ連合会	佐久間 勤
9	農業委員会	寺嶋 節子
10	伊賀食品衛生協会	吉井 正男
11	農業協同組合	岩寄 隆司
12	商工会議所	杉本 茂見
13	伊賀保健所	西田 ゆかり
14	学識経験者（三重大学教育学部家政教育講座教授）	磯部 由香

名張市食育推進計画策定庁内連絡会議 構成委員

	所 属	氏 名	
1	健康福祉部	健康福祉部長	菅生 治郎
2		健康福祉政策室長	田中 克広
3		高齢・障害支援室長	谷本 佳司
4		健康支援室長	西嶋 知子
5	子ども部	子ども家庭室長	田中 康生
6		保育幼稚園室長	貝増 輝幸
7	産業部	農林資源室長	関森 弘康
8		観光交流室長	松本 孝寿
9	地域部	地域経営室長	杉本 一徳
10	教育委員会	学校教育室長	雪岡 正明
11		文化生涯学習室 担当監	高津 祥完

名張市ばりばり食育推進計画 平成27年3月

【編集】 名張市食育推進会議

名張市食育推進計画策定庁内連絡会議